

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

神川町

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする 青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する 事項	9
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	10
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
第7	その他	17

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 神川町の概要

町は、埼玉県の西北部に位置し、南部は秩父山地に連なる山間部で、北東部に向かって次第に平坦となり、群馬県藤岡市に接した神流川に沿うように関東平野へと広がっている。

町の総面積は4,742ha、うち農業振興地域は2,262haが指定されており、また、その内873haが農用地区域となっている。

町の耕地は、神流川沿いの低地と段丘堆積層の台地、それに秩父山系に連なる丘陵地に大別することができ、農業振興地域内農用地のほ場整備率は水田の約85%、畑の約65%となっている。

農業生産形態は施設野菜、露地野菜、畜産及び米麦を中心とした地域、植木、果樹、酪農、露地野菜及び米麦が中心の地域、そして花卉（切花）、観葉植物、畜産及び米麦を主とした地域に大別される。

今後は、農産物の需要動向に応じた農業生産の再編成に向け、担い手を中心とした規模拡大や生産組織の育成等を通じ、地域農業集団や生産組織の活発な活動を展開し、各農家の経営の意向を考慮し農用地の権利移動のために集落ぐるみでの土地利用を計画し、従来の作物の定着化及び新作物の導入を図り農業生産の安定向上を図る。

2. 神川町の農業構造

町の農業については、1戸あたり平均耕地面積が約80aと少ない上、恒常的勤務による副業的農家が多く、農業の担い手不足が深刻化しつつある。

こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強く、副業的農家から規模拡大志向農家への農用地の権利移動は顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって副業的農家の高齢化が進み、世代交代等を契機に農用地の権利移動が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である南部（阿久原）地区などにおいては、基幹的農業従事者の高齢化及び減少に伴って、一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農用地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 神川町の目標

町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、神川町及びその周辺市町において現に成立している優良な農業経営の事例を踏まえつつ、その発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり年間農業所得480万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これからの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 農業経営の強化

町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他農業経営に関する基本条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が、地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

近隣市町とともに児玉地域担い手育成総合支援協議会を中心として、関係機関との連携を図りながら、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による農業者に対しては、農業委員や農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて等賃借権等の設定等を進めこれらの農用地の権利移動に関しては、土地利用を範として土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結や、農業経営改善計画の共同申請の推進など女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、農業者の高齢化が進み遊休農地が増加する中で、これを解消し、良好な農業環境の維持を保つため、賃借権設定等の下限面積を廃止することで、農用地の貸し借りを推進し、農業への参入を促していく。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な副業的農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義に

ついて、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5. 研修会等の実施

町は児玉地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を本庄農林振興センターの協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

神川町の令和4年の新規就農者は3人であり、近年は、ほぼ横ばいの状況となっている。農業者の高齢化が進み、農業の後継者が不足する中で町の農業の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、神川町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、神川町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1割増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

神川町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた神川町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農用地については農業委員会や農地中

間管理機構による紹介、技術・経営面については本庄農林振興センターや埼玉ひびきの農業協同組合、児玉地域担い手育成総合支援協議会が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に神川町及び近隣市町で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

また、養鶏経営・肉用牛経営・養豚経営等、例示するに至らなかったが、町の農業振興のうえで、育成すべき経営体として補足する。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
なし単一 基幹従事者 2人	<p><作付面積等></p> <p>幸水＝ 0.7ha 簡易被覆栽培 0.2ha 普通栽培 0.5ha 彩玉＝ 0.1ha 豊水＝ 0.2ha 晩生品種 (新高、あきづき、王 秋) 0.2ha</p> <p><経営規模> 1.2ha</p>	<p><基本整備></p> <ul style="list-style-type: none"> 作業所兼格納庫 60㎡ 1棟 多目的防災網施設全整備 1.2ha一式 雨よけ施設 20a 一式 スピードスプレーヤ 5000l 台 果樹園用トラクタ 1台 マニアスプレッター 1台 選果機 一式 軽トラック 1台 直売所 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 経営規模は遊休農地等を積極的に借受けて規模拡大を図る 労力配分などを考慮した多彩な品種構成 防除等の作業を効率的に行うため、栽培ほ場を団地化 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 青色申告の実施 パソコン利用による顧客・経営管理 販売は庭先販売及び宅配 人工授粉や収穫等の労力が集中する時期に援農ボランティアの利用やパートの雇用によるゆとりある経営 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 安定的周年雇用の確保による過重労働の防止

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態 様 等
施設キュウ リ・主穀 複合経営 基幹従事者 2人	<p><基幹作目> 促成キュウリ 3,000 m² 抑制キュウリ 3,000 m² 水稲 3ha</p> <p><経営規模> ハウス施設 3,000 m² 水田 3ha (うち2ha借地)</p>	<p><資本装備> ・鉄骨ビニールハウス 3,000m² ・作業場 60m² ・温風暖房機 3台 ・施肥灌水装置1式 ・自動噴霧器 1台 ・トラクター (30ps) 1台 ・コンバイン 1台 ・田植機 1台 ・農用トラック1台</p> <p><経営条件> ・促成と抑制の年 2作 ・水田借地は団地化 ・地域施設ライスセンター利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン利用による経営の把握と分析 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
鉢物経営 基幹従事者 2人	<p><基幹作目> 温室鉢物(コニファー、ポインセチア等) 9,000 鉢 露地鉢物(コニファー等) 150,000 鉢</p> <p><経営規模> アクリル温室 3,300 m² 露地 8,000 m²</p>	<p><資本装備> ・アクリル温室 3,300m² ・ビニールハウス 450m² ・作業場 150 m² ・温風暖房機 3台 ・灌水装置 1式 ・トラクター (30ps) 1台 ・農用トラック1台 ・バケットローダー 1台</p> <p><経営条件> ・温室鉢物は低面給水、露地は自動灌水</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・パソコン利用による経営の把握と分析、雇用管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態 様 等
切り花経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> 宿根アスター 促成栽培 40 a 抑制裁培 100 a アスター 45 a <経営規模> 大型加湿ハウス 2,000 m ² パイプハウス 7,000 m ² 露地畑電照設備 3,000 m ²	<資本装備> ・大型加湿ハウス2,000m ² ・パイプハウス 7,000 m ² ・露地畑電照設備3,000 m ² ・暖房機 2 台 ・灌水設備 1 式 ・作業場 100 m ² ・トラック 1台 ・耕うん機 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・トラクター 1 台 ・結束機 1 台 ・選別機 1 台 ・冷蔵庫 1 基 <経営条件> ・冷蔵苗を利用	・パソコン利用 に よる経営の把 握 と分析 ・青色申告の実 施	・家族経営協 定 の締結に基 づ く給料制、 休 日制の導入 ・安定的周年 雇 用者の確保 に よる過重労 働 の防止

<p>酪農経営 基幹従事者 2人</p>	<p><作付面積等> 生産 常時搾乳牛 37頭 飼料生産延べ 8.5ha <経営規模> 経産牛 40頭 育成牛 19頭 飼料畑 5.0ha (借地3.5ha)</p>	<p><資本装備> ・牛舎(成牛舎、育成舎等) ・バルククーラー、自動給餌機等 一式 ・トラクター (48ps) 1台 ・細断型ロールベアラ 1/3台 ・トラック 2t 1台 <その他> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・大型機械が利用可能な飼料畑を団地化する ・糞尿は堆肥化し、飼料畑の土づくりを行う</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理 ・粗飼料の増産と収穫調整作業の省力化</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止 ・搾乳ユニット自動搬送装置の導入による搾乳労働の負担の軽減</p>
------------------------------	--	--	--	---

(注1) 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

町の農畜産物を安定的に生産し、農業維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成を行う。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、埼玉県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）、埼玉ひびきの農業協同組合等と連携して、研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農用地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行うものとする。

2 町が主体的に行う取り組み

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業委員会や本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得を目指す研修事業の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓をはじめとした農業経営全般の相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国及び埼玉県の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる

ものに対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

町は、埼玉県、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報管理や相談対応、研修事業の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農用地等に関する相談対応、情報の提供、紹介・あっせんを行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、農業委員会及び埼玉ひびきの農業協同組合と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、埼玉県及び支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、埼玉ひびきの農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町内において後継者がいない場合は、埼玉県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に開始できるよう就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
60%	

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受委託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町の平坦地域においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農用地の利用集積が進んできているが経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、中山間地域では、高齢化及び農業就業人口の減少に伴い担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、遊休化した農用地が増加傾向にある。

このような状況の中で、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、町、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合、埼玉県等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図るよう努めるものとする。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め、新規就農の促進等に努める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農地中間管理機構が行う事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦地域においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、農地中間管理事業を重点的に実施し、担い手が連担的な生産が行えるよう努

める。

イ 中山間地域においては、住居野地区及び浜の谷地区で行われていた集団的土地利用を参考にしつつ遊休農地の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域計画を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて、農用地について賃借権の設定等を促進する。

① 農業者等による協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図るものとする。

参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、埼玉ひびきの農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、埼玉県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うものとする。なお、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を町経済観光課に設置する。

② 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地等の保全等を図る。

(2) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

町は、地域計画の策定に当たって、埼玉県、農業委員会、農地中間管理機構、埼玉ひびきの農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて賃借権等の設定等が行われているか進捗管理を定期的実施することとする。

2 農地中間管理機構が行う事業に関する事項

(1) 町は、農地中間管理機構と連携して、事業の活用を図る。

(2) 町、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合は、農用地の権利移動の施策と連携を図るため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主

的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等

からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について賃借権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の賃借権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について賃借権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について賃借権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に賃借権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農

用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について賃借権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、本庄農林振興センター、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、児玉地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 埼玉ひびきの農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、地域計画の実現に当たり、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 埼玉ひびきの農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには賃借権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 埼玉ひびきの農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

埼玉ひびきの農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

支援センターや本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き農地に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって埼玉県農業大学校や本庄農林振興センター、農業委員、埼玉ひびきの農業協同組合、児玉地域担い手育成総合支援協議会と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために神川町農業青年会議所への参加を促し交流の機会を設ける。また、商工会や埼玉ひびきの農業協同組合とも連携して、農産物直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる支援に限らず、埼玉ひびきの農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、青年農業者海外派遣研修や児玉郡市青年農業者組織情報交換会など他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などによりきめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業経営開始資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合、児玉地域担い手育成総合支援協議会、農用地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 町は、経営構造対策事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 町は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

特に埼玉ひびきの農業協同組合・農用地利用改善団体等により地域の土地利用の見直しを通じて農用地の集積や集約による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 町は、定住条件の整備を図るため、公共下水事業・集落排水計画を推進し、農業集落の環境整備に努める。

エ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

オ 町は、農業用水の充実していない中山間の地区について、農業用排水施設整備を実施し高低差を利用した管路により各畑に配水する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、近隣市町、農業委員会、本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、児玉地域担い手育成総合支援協議会、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、児玉地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和4年3月30日一部改正する。

- 3 この基本構想は、令和5年9月8日一部改正する。
- 4 利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この広告日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。